
福祉医療貸付事業の業務・システム最適化計画

2008年(平成20年)2月28日

独立行政法人福祉医療機構

第1 業務・システムの概要

1. 業務・システムの概要

福祉医療貸付事業は、国の福祉医療政策と密接に関連し、民間の社会福祉事業施設及び医療関係施設等に対して、その設置・整備または経営に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付けている。

福祉医療貸付事業の規模は、平成18年度新規貸付1,293件、2,765億円、平成18年度末残高は22,656件、3兆3,116億円となっている。

上記業務を支援する「貸付総合電算システム」は、以下の当該事業に係る事務処理を支援するための業務処理システムである。

融資相談

借入申込受理、審査

貸付内定通知、貸付実行、資金交付及び完成確認

債権管理

債権回収

執行管理

統計業務等

事業報告書(貸付先が提出する毎年度の経営状況報告)

本システムは「特殊法人の整理合理化について」(平成7年7月24日閣議決定)における「貸付事業については、総合的な電算システムの構築等により、事務の一層の効率化を図る。」との指摘に基づき開発が進められ、平成11年に本格稼働したシステムである。

本システムにおいては貸付条件の異なる福祉貸付と医療貸付を、また、融資相談から債権の完済に至までの長期(最長25年)にわたる貸付事務を総合的に処理するシステムであり、福祉貸付部、医療貸付部、管理部、大阪支店及び企画指導部(経営指導課)の5部署において使用されている。

稼働後、貸付条件の見直し等の制度変更が毎年発生しており、またシステム利用部署からあがっている機能追加や機能変更要望に継続的に対応している。

なお、本システムについては、当初開発においては、オフィスコンピュータを用いたレガシーシステムであったが、平成17年度の機器更新においてI Aサーバに変更し、オープン化されている。また、本システムを運用しているサーバは機構所有であり、機構内の業務システム(給与システム等)も同一のサーバ上で運用されている。

2. 最適化の基本理念

福祉医療貸付事業に関する業務・システムの最適化に当たっては、安全性・信頼性を損なうことがないことを前提として、効率性・合理性の向上、総費用の削減を基本理念とする。

第2 最適化の実施内容

1. 制度改正等による継続的システム改修の影響範囲の局所化

貸付総合電算システムの中核部分である審査・査定支援サブシステムは、「担保入力」「保証人入力」及び「貸付金査定明細入力」等の機能が搭載されており、これらの入力情報とシステムに搭載されたその年度の貸付条件により、貸付金額等を自動算出している。

同機能は、多様な施設体系を有する社会福祉事業施設等に対する貸付金額等を適正に算出するなど適正かつ効率的な審査事務を支援している一方で、制度改正に伴う貸付条件の変更による改修が毎年度発生しており、改修範囲が広範囲に及んだ場合、改修規模や費用が大きくなるシステム構造となっている。

システム関連費用を削減するため、審査・査定支援サブシステムの「貸付金査定明細入力」機能に含まれる計算論理を廃止した場合、5年間で2,050万円程度の削減を見込める。しかしながら、機能に含まれる計算論理を廃止した場合には、貸付金額等算出の信頼性を確保するために別途職員による二重チェックが必要となり、業務量が増加（金額に換算すると5年間で2,350万円程度）することが見込まれる。

したがって、費用対効果及び貸付金額等算出の信頼性確保の観点から、現状通り「貸付金査定明細入力」機能に含まれる計算論理を継続利用することとする。

2. 事業報告書にかかる処理の効率化

債権管理業務の一環として貸付先から徴求する決算書を含む事業報告書のデータ入力作業等に6ヶ月程度という長期期間と入力作業費（委託）を要しており、効率的な事務処理が求められている。

このため、決算書を含む事業報告書のデータ入力作業等については、平成20年6月を目途にWAMNET基盤を活用した事業報告書の電子届出システムを構築し、事業報告書にかかる処理の効率化を図る。

これらにより、データ入力作業及びデータ分析作業の処理期間を2ヶ月程度短縮するとともに、年間約1,000万円の入力作業委託費用の削減が見込まれるほか、経営状況の分析結果を早期に利用することにより債権管理業務及び経営診断・指導業務等の内容の充実が図られる。

3. 安全性・信頼性の確保

本業務・システムの運用においては、独立行政法人福祉医療機構における情報セキュリティに関する規程（平成 16 年 12 月 28 日規程第 4 号）及び独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程（平成 17 年 3 月 28 日規程第 1 号）等関係規程の定めるところにより必要なセキュリティ対策を引き続き実施する。

4. 一般競争入札による調達を検討

貸付総合電算システムの保守に関する委託業務については、SE 派遣及びリモートアクセス等による障害対応などのシステム保守であり、「システム開発を含むシステム全体に携わり、システム構築の内容等を熟知し、かつ、継続的に業務に当たることが出来る事業者」との間で、会計規則第 24 条第 1 項を適用し、引き続き随意契約により調達する。

なお、現行システム（1,250 基[※]ステップ）の規模からみて、システム運用支援に関する委託費用は年間で 2,463 万円（SE 要員費 1,680 万円、ハードウェア使用料等 783 万円）であるため、高止まりしている傾向はみられない。

第 3 最適化工程表

別添のとおり。

第 4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

以上